奈良県告示第二百五十号

を次のとおり変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間

般の縦覧に供する。

令和四年十一月十五日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 道路の種類 一般国道

二路線名三〇八号

三 道路の区域

トル重用				
五・○メー		七〇・〇		
駒線に一〇	一 五 •	\$	後	
方道奈良生		八・〇		一先まで
うち主要地				奈良市菅原町五○○番
トル重用				一先から
五・〇メー		七〇・〇		奈良市菅原町五〇二番
駒線に一〇	一	S	前	
方道奈良生		八・〇		
うち主要地				
備考	延 メ ー ト ル	敷地の幅員	の 前後別	区間